

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化の取扱い

甲州市

デジタル工事写真の小黑板情報電子化とは、スマホやタブレット等の専用アプリにより、工事写真を撮影すると同時にデジタルな黑板を挿入することをいい、撮影する度に黑板の消し書きや持ち運び設置の必要がなく撮影者一人で作業を行うことができることから、少人数化、高所・狭小部撮影における安全性の確保、重機との災害防止、雨天時の黑板記入及び写真整理の省力化などに効果があります。

このことにより、甲州市が発注した工事においてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施する場合は、以下の取扱いに基づくものとします。

### 1. 小黑板情報電子化の実施

受注者はデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合、使用する機器・ソフトウェア等について「工事打合せ簿」により監督員と協議し、承諾を得ることにより実施することができるものとする。

### 2. 使用する機器

(1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、受注者が調達するものとする。

使用機器は、工事に必要な事項を記載した小黑板の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用すること。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。

(2) 使用機器の事例として一般社団法人「施工管理ソフトウェア産業協会」（J-COMSIA）URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」に記載の「デジタル工事写真の小黑板電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

(3) 使用機器の導入に掛かる費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に掛かる費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

### 3. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録しても良い。

ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種

については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

前項の「デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入」については、山梨県建設工事必携の写真管理基準「2-4 写真編集等」及び国土交通省のデジタル写真管理情報「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

なお、山梨県営繕工事写真撮影要領・同解説に基づくものも同様とする。

山梨県 建設工事必携 写真管理基準

2-4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

#### 5. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、3. に示す「デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入」を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督員へ納品するものとするが、納品時に受注者は、改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

付則

この取扱いは、令和4年11月1日以降に契約する工事から適用する。